

「指定訪問介護（ホームヘルプ）」重要事項説明書

坂祝町社協指定訪問介護事業所
(岐阜県指定 第2171300417号)

当事業所は、利用者に対して訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供される訪問介護サービス内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※訪問介護サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でも訪問介護サービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1・2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供する訪問介護サービスと利用料金	2～5
6. 訪問介護サービスの利用に関する留意事項	5・6
7. 苦情の受付について	6・7
8. 事故発生時の対応について	7
9. 緊急時の対応について	8

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会 |
| (2) 法人所在地 | 岐阜県加茂郡坂祝町黒岩153番地1 |
| (3) 電話番号 | 0574-27-1222 |
| (4) FAX番号 | 0574-26-8974 |
| (5) 代表者氏名 | 会長 石原 好弘 |
| (6) 設立年月日 | 平成5年9月21日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問介護事業所
岐阜県指定第2171300417号 |
| (2) 事業の目的 | 要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問介護を提供することを目的とします。 |
| (3) 事業所の名称 | 坂祝町社協指定訪問介護事業所（平成12年1月28日指定） |
| (4) 事業所の所在地 | 岐阜県加茂郡坂祝町黒岩153番地1 |
| (5) 電話番号 | 0574-27-7911 |
| (6) FAX番号 | 0574-48-8013 |
| (7) 管理者氏名 | 兼松 右京 |
| (8) 事業所の運営方針 | 要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行います。 |

- (9) 開設年月日 平成12年4月1日
- (10) 事業所が行っている他の業務
- ・第1号訪問事業（介護予防訪問相当サービス）（訪問型サービスA）
平成30年4月1日指定 事業所番号 第2171300417号
 - ・指定居宅介護 平成18年10月1日指定
岐阜県指定 第2111300417号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 事業所の所在地から半径5キロメートル以内
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (原則として12月30日から1月3日までを除きますが必要に応じて対応します。)
受付時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月曜日～土曜日 8時00分～18時00分

※電話等により、24時間、365日、常時連絡が可能な体制を整え、利用者及びその家族から、営業日ならびに営業時間以外に訪問介護員派遣の要請があった場合には、必要に応じ対応します。

4. 職員の体制

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
1. 管理者	1名（訪問介護員兼務）	
2. サービス提供責任者	1名（訪問介護員兼務）	
3. 訪問介護員	2名 (内1名管理者・内1名サービス提供責任者兼務)	4名
(1) 介護福祉士	1名	2名
(2) 訪問介護養成研修2級課程修了者	1名	2名
(3) 介護職員初任者研修修了者	0名	0名
(4) 看護師	0名	0名

5. 当事業所が提供する訪問介護サービスと利用料金

当事業所では、利用者の自宅に訪問し、訪問介護サービスを提供します。

当事業所が提供する訪問介護サービスの利用料金には、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。詳細については、次のとおりです。

(1) 介護保険の給付対象となる訪問介護サービス（契約書第4条参照）

以下の訪問介護サービスについては、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割又は3割の額を負担していただきます。

<訪問介護サービスの概要と利用料金>

給付対象となる訪問介護サービスは、身体に関する介護と生活に関する援助となります。（詳細は以下を参照してください）

※利用者に対する具体的な訪問介護サービスの提供内容、提供日及び提供回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、計画を踏まえた訪問介護計画に定められます。

①身体介護

○入浴介助について

…入浴の介助または、入浴が困難な方には体を拭く（清拭）等を行います。

○排泄介助について

…排泄の介助、おむつ交換等を行います。

○食事介助について

…食事の介助を行います。

○体位変換について

…褥瘡予防等のために体位の変換を行います。

○移乗／移動介助について

…移乗の介助、移動時の介助（見守りを含む）を行います。

○更衣介助について

…衣類の交換を行います。

○口腔ケアについて

…食事後の口腔ケアを行います。

②生活援助

○調理について

…利用者の食事の用意を行います。家族分の調理は行えません。

○洗濯について

…利用者の衣類等の洗濯を行います。家族分の洗濯は行えません。

○掃除について

…利用者の居室の掃除を行います。利用者が使用されていない場所や庭等の敷地の掃除は行えません。

○買い物について

…利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。預金・貯金の引き出しや預け入れは行えません。

<訪問介護サービス利用料金>（契約書第9条参照）

それぞれの訪問介護サービスの平常時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次のとおりです。

サービスに要する時間	20分未満		20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上1 時間半未満
	1. 基本利用料金（回）	1,800円		2,690円	4,260円
2. うち、介護保険から 給付される金額（回）	（1割）	1,620円	2,421円	3,834円	5,616円
	（2割）	1,440円	2,152円	3,408円	4,992円
	（3割）	1,260円	1,883円	2,982円	4,368円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）（回）	（1割）	180円	269円	426円	624円
	（2割）	360円	538円	852円	1,248円
	（3割）	540円	807円	1,278円	1,872円

	サービスに要する時間	20分以上 45分未満		45分以上
	生活 援助	1. 基本利用料金 (回)	1,970円	
2. うち、介護保険から 給付される金額 (回)		(1割)	1,773円	2,178円
		(2割)	1,576円	1,936円
		(3割)	1,379円	1,694円
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)(回)		(1割)	197円	242円
		(2割)	394円	484円
		(3割)	591円	726円

※上記の利用料金には、特定事業所加算として10%が割増されています。

※上記、訪問介護サービスの利用料金に介護職員処遇改善加算として13.7%が割増されます。

※介護職員等ベースアップ等支援加算として介護報酬×2.4%が加算されます。

※訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていない訪問介護サービスを緊急に提供した場合に緊急時対応加算として100円が加算されます。

※「サービスに要する時間」は、その訪問介護サービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

※上記訪問介護サービス利用料金は、実際に訪問介護サービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定された訪問介護サービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付体系により計算されます。

※平常時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯で訪問介護サービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・早朝（午前 6時から午前 8時まで） 25%
- ・夜間（午後 6時から午後10時まで） 25%
- ・深夜（午後10時から午前 6時まで） 50%

※2人の訪問介護員が共同で訪問介護サービスを行う必要がある場合は、利用者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

（例）・体重の重い利用者に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為等が見受けられる利用者に対する訪問介護サービスを行う場合

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、訪問介護サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※上記、訪問介護サービスの利用料金は、厚生労働大臣が告示で定める額であり、これが改定された場合は、これら訪問介護サービスの利用料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい訪問介護サービスの利用料金を書面でお知らせします。

（2）介護保険の給付対象とならない訪問介護サービス（契約書第5条、第9条参照）

介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えて訪問介護サービスを利用される場合は、訪問介護サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

(3) 交通費 (契約書第9条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所の訪問介護サービスを利用される場合は、訪問介護サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法 (契約書第9条参照)

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、請求致しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1ヶ月に満たない期間の訪問介護サービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし	
ご利用できる金融機関	めぐみの農業協同組合 (坂祝支店) 坂祝郵便局 十六銀行 (美濃加茂支店)
イ. 下記指定口座への振り込み	
【めぐみの農業協同組合 坂祝支店】	
口座名義人	社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会 会 長 石原 好弘
預金種別	普通
口座番号	9 2 0 7 5 0 3
【坂祝郵便局】	
口座名義人	社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会
口座番号	0 0 8 1 0 - 2 - 6 0 7 9 1
【十六銀行 美濃加茂支店】	
口座名義人	社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会 会 長 石原 好弘
預金種別	普通
口座番号	1 5 7 6 5 6 9

(5) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条、第10条参照)

○利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たな訪問介護サービスの利用を追加することができます。この場合には訪問介護サービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日まで申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

利用予定日の前日 (17時30分) までに 申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日 (17時30分) 以降に 申し出があった場合	当日の利用料金の10% (自己負担額)

○訪問介護サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間に訪問介護サービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. 訪問介護サービスの利用に関する留意事項

(1) 訪問介護サービスの提供を行う訪問介護員

訪問介護サービスの提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際の訪問介護サービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替して訪問介護サービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替等（契約書第7条参照）

①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は利用者に対して訪問介護サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) 訪問介護サービス実施時の留意事項（契約書第8条参照）

①定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 当事業所が提供する訪問介護サービス」で定められた訪問介護サービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただく場合があります。

(4) 訪問介護サービス内容の変更（契約書第11条参照）

訪問介護サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていた訪問介護サービスの実施ができない場合には、訪問介護サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更した訪問介護サービスの内容と時間に応じた訪問介護サービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第15条参照）

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者からの物品等の授受
- ③利用者の家族に対する訪問介護サービスの提供
- ④利用者に対して行う宗教活動、営利活動
- ⑤その他利用者に行う迷惑行為

7. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

○当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者） 管理者 兼松 右京

受 付 時 間

毎週月曜日～土曜日 8：30～17：30

○第三者委員

山本 秀司 氏（坂祝歯科医院院長） 0574-25-6677

武山 ひとみ 氏（人権擁護委員） 0574-26-2968

（2）行政機関その他苦情受付機関

坂祝町役場福祉課（介護保険係）	所在地 岐阜県加茂郡坂祝町取組46-18 電話番号 0574-26-7111 F A X 0574-27-1808 受付時間 8：30～17：15
岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番地1号 電話番号 058-273-1111 F A X 058-277-0431 受付時間 8：30～17：15
岐阜県運営適正化委員会	所在地 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番地1号 電話番号 058-278-5136 F A X 058-278-5137 受付時間 9：00～17：00

8. 事故発生時の対応について（契約書第24条参照）

事業者が訪問介護サービス提供に際して事故が発生した場合は、医師や家族、居宅介護支援事業所、県・町への連絡等の措置を適切に行います。なお、事故が発生した際には、その原因を追究し、再発防止のための対策を講じます。

9. 緊急時の対応方法について（契約書24条参照）

訪問介護サービスの提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急車、家族、居宅介護支援事業所等への連絡をします。

《緊急時の連絡体制》

訪問介護員は、訪問介護サービスの提供中に利用者に怪我や体調の急変があった場合には、事業所（サービス提供責任者）への連絡を行い、指示を仰ぎ、必要な対応を行います。また、必要に応じて緊急搬送の依頼を行います。事業所（サービス提供責任者）は、家族や居宅介護支援事業所、主治医への連絡を行います。

緊急連絡先

【家族】等

No.	連絡先（氏名）	続 柄	電話番号
1			
2			

【居宅介護支援事業所】

No.	事業所名	担当者名	電話番号
1			

【医療機関】

No.	病院名	主治医名	電話番号
1			
2			

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定訪問介護事業所名 坂祝町社協指定訪問介護事業所

説明者職氏名 サービス提供責任者 三馬 益代 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供の開始に同意しました。

私は、サービス担当者会議等において、自己に対する介護サービスの提供に必要な範囲で自己の個人情報を用いることに同意しました。

利用者 住 所 岐阜県
氏 名

印

署名代行者

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は本人の契約意思を確認致しました。

住 所
氏 名

印

(続柄：)

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 契約締結から訪問介護サービスの提供までの流れ

(1) 利用者に対する具体的な訪問介護サービスの内容や訪問介護サービスの提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結から訪問介護サービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）

①訪問介護計画の原案について、利用者に対して説明をし、同意を得たうえで決定します。

↓

②訪問介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合もしくは利用者の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、利用者と協議して訪問介護計画を変更します。

↓

③訪問介護計画が変更された場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合の訪問介護サービスの提供の流れは次のとおりです。

【要介護認定を受けている場合】

○居宅介護支援事業所の紹介等、必要な支援を行います。

○訪問介護計画を作成し、それに基づき、利用者に訪問介護サービスの提供をします。

○介護保険給付対象訪問介護サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

↓

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

↓

○作成された居宅サービス計画に沿って、訪問介護計画を作成し、それに基づき、利用者に訪問介護サービスを提供します。

○介護保険給付対象訪問介護サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

【要介護認定を受けていない場合】

○要介護認定の申請に必要な支援を行います。

○訪問介護計画を作成し、それに基づき、利用者に訪問介護サービスを提供します。

○介護保険給付対象訪問介護サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

↓

<要支援・要介護と認定された場合>

↓

○居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

↓
居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- ↓
- 作成された居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、訪問介護計画を変更し、それに基づき、利用者に訪問介護サービスを提供します。
 - 介護保険給付対象訪問介護サービスについて、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

※自立と認定された場合は、契約は終了します。また、既に実施された訪問介護サービスの利用料金は全額自己負担となります。

2. 訪問介護サービス提供における事業者の義務（契約書第13条、第14条参照）

当事業所では、利用者に対して訪問介護サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、利用者から聴取、確認します。
- ③訪問介護サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④利用者に提供した訪問介護サービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤訪問介護サービス実施時に、利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者、訪問介護サービス従事者又は従業員は、訪問介護サービスを提供するにあたって知り得た利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、利用者に緊急な医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、契約の終了に伴う利用者への援助を行う際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得ます。

3. 損害賠償について（契約書第16条、第17条、第18条参照）

事業者の責任により、利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

4. 虐待防止について（契約書第25条参照）

事業者は、利用者の人権擁護・虐待防止等のため、行政窓口（坂祝町地域包括支援センター）への報告・相談、成年後見制度の利用支援を行います。また、従事者に対する虐待防止を啓発及び普及するための研修を実施します。

5. 訪問介護サービス利用をやめる場合（契約書第19条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続して訪問介護サービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合

- ②要介護認定により利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対する訪問介護サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下を参照してください）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下を参照してください）

（１）利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第20条、第21条参照）

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書を提出してください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①利用者が入院された場合
- ②利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ③事業者もしくは訪問介護サービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくは訪問介護サービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくは訪問介護サービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第22条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、訪問介護サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも係らずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又は訪問介護サービス従事者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第19条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。